

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和5年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
不動産登記部門	笠間市来栖
不動産登記部門	ひたちなか市富士ノ上
不動産登記部門	ひたちなか市狛谷津
常陸太田支局	常陸大宮市小場
土浦支局	土浦市中村西根
下妻支局	坂東市大崎
下妻支局	坂東市猫実
下妻支局	坂東市法師戸
つくば出張所	つくば市泉
つくば出張所	つくば市小田
つくば出張所	つくば市筑波